

鷹巣技術専門校清和寮退寮清掃業務委託特記仕様書

1. 総則

1. 契約名称：鷹巣技術専門校清和寮退寮清掃業務委託
2. 委託場所：秋田県立鷹巣技術専門校清和寮
秋田県北秋田市綴子字街道下171-1
3. 履行期間：契約日から令和9年3月31日まで。
ただし、実作業日は、上記履行期間内の連続する2日以内とし、契約締結後に、委託者と受託者との協議の上で決定するものとするが、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が決定し、受託者に通知するものとする。
4. 目的：この業務は、建築物の保全及び良好な環境の維持を図り、衛生的で安全な環境を保持することを目的とする。
5. 業務内容：鷹巣技術専門校清和寮における寮生退寮後の清掃業務。

2. 業務概要

1. 一般事項

この業務は、本仕様書、「建築保全業務共通仕様書 令和5年版（国土交通省大臣官庁官庁営繕部）」及び別紙「清掃区域表」に基づき実施するものとする。

2. 具体的業務内容

ア 床面

- ① それぞれの床面に適した資機材を使用すること。
- ② 清掃にあたり、備品類で移動の困難なものは、そのまま移動しなくても差し支えない。

イ 必要に応じて蜘蛛の巣取りを行うこと。

ウ ワックス掛け：除塵後、樹脂系ワックス材を塗布すること。

エ 窓ガラス清掃：窓ガラスの内面・外面の汚れを洗浄液等により拭き取ること。

オ 高所作業：高所作業にあたっては、適正な用具及び設備等を使用し、作業に適した有資格者を充てるとともに、安全管理に万全を期すること。

3. 清掃作業従事者

- (1) 受託者は、清掃作業従事者を適正に配置して、能率的に業務を実施するものとする。
- (2) 受託者は、委託業務の実施にあたり、建物や備品等の破損又は異常を発見した場合は、すみやかに委託者に報告するものとする。
- (3) 受託者は、作業員のうち1名を責任者と定め、作業中における事故の防

止及び建物や備品等の損傷の防止等に努めさせるものとする。

4. 経費等の負担区分

(1) この業務に関して、委託者がその費用等を負担し又は提供するものは次のとおりとする。

- ①清掃用資機材保管場所。
- ②委託業務の実施に伴う光熱水費。
- ③ゴミ袋等の消耗品。

(2) この業務に関して、受託者がその費用等を負担するものは、次のとおりとする。

- ① 清掃用資機材。なお、清掃用資機材については、メーカー製品又は日本工業規格品を用いるものとする。
- ② 洗剤、ワックス等。

(3) (1) 及び (2) 以外で疑義が生じた場合には、委託者と受託者で協議の上、決定するものとする。